

○議会事務局長（渡部高博君） おはようございます。

議会事務局の渡部と申します。

4月会議は一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の山岸国夫議員をご紹介します。

山岸議員、よろしく願いいたします。

○臨時議長（山岸国夫君） ただ今紹介されました山岸国夫です。

規定により、臨時議長の職務を行います。

どうぞ、よろしく願いいたします。

欠席届けが朝日診療所事務長の横山伸成君から出ております。

本日の会議は、議会の人事案件に関する議題となりますので、町執行部は退席願います。

なお、再開時間は事務局より連絡いたします。

〔町当局 退席〕

○臨時議長（山岸国夫君） 本日が一般選挙後の初議会になります。

初めての顔を合わせる方もおられますので、自己紹介をしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山岸国夫君） それでは、仮1番の席にお座りの議員から順番にお願いいたします。

○仮1番（佐藤孝義君） 5期目になります佐藤孝義といたします。

部落は大倉でございます。よろしく願いいたします。

○仮3番（平山真恵美君） 1期目になりました。今回、初めて議員として活動させていただきます。小林出身の平山真恵美です。よろしく願いいたします。

○仮4番（矢沢明伸君） 矢沢明伸です。

2期目になります。よろしく願いいたします。

○仮5番（中野大徳君） 中野大徳と申します。

5期目になりました。出身は叶津で百姓をしております。よろしく願いいたします。

○仮6番（小沼信孝君） 小沼信孝でございます。

3期目となりました。よろしくお願いいたします。

○仮7番（酒井右一君） 私、下福井の酒井右一です。

これも5期目になりまして、だいぶ慣れてまいりました。よろしくお願いいたします。

○仮8番（角田 誠君） おはようございます。

新人議員、小林出身の角田誠でございます。よろしくお願いいたします。

○仮9番（菅家忠君） 菅家忠と申します。

2期目でございます。よろしくお願いいたします。

○仮10番（鈴木好行君） 鈴木好行です。

3期目になります。議会の宴会部長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。

○仮11番（目黒道人君） おはようございます。

館ノ川からやってまいりました目黒道人と申します。2期目ということになります。よろしくお願いいたします。

○仮12番（齋藤 猛君） おはようございます。

新人議員の齋藤猛です。大倉に住んでおります。今後ともよろしくお願いいたします。

○仮2番（山岸国夫君） 最後に、黒谷の山岸国夫です。

3期目になります。どうかよろしくお願いいたします。

開会前にお知らせします。

通常、全員協議会については議会中継を行っておりませんが、本日は本会議との関連上、継続して中継を行いますのでご承知置きください。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開会の宣告

(午前10時05分)

○臨時議長（山岸国夫一君） それでは、ただ今から、令和6年只見町議会4月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○臨時議長（山岸国夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎仮議席の指定

○臨時議長（山岸国夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただ今、着席の議席といたします。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 暫時、休議いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時34分

○臨時議長（山岸国夫君） それでは、休議前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長の選挙

○臨時議長（山岸国夫君） 日程第2、選挙第1号、議長選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。

議長の選挙は投票により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山岸国夫君） それでは、異議なしと認め、議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○仮9番（菅家 忠君） 議長、すみません。 …マイクなしで発言のため聴き取り不能

○臨時議長（山岸国夫君） 今、議長選挙の議事に入ってますので、議長選挙のこの、今の進め方についての中身ですか。

動議ですか。

○仮9番（菅家 忠君） 動議です。

○臨時議長（山岸国夫君） 動議の場合、賛成者の、あと1名、2名以上になりますが、今の動議に対して、賛成の方いらっしゃいますか。

〔鈴木好行君 賛同〕

○臨時議長（山岸国夫君） では、2名以上ですので、動議成立いたしました。

菅家議員。

まず、内容説明してください。

○仮9番（菅家 忠君） 内容を申し上げます。

まず、所信表明をしていただきまして、その趣旨、今回、3月に只見町議会基本条例を改正いたしました。

その旨というのは、所信表明ができるように旨を変えたところでございまして、その本筋としましては、公明正大な議長選挙をやるべきであるという趣旨だと私は思っております。

そのうえで、今、御三方から所信を述べられましたので、それについて、私としましては只見町議会基本条例第3章の第6条、議会運営の原則の第4条でございまして。

町民に対して議会の議決または運営について、その経緯、理由などを説明する責任を果たすことにより、透明性及び応答性ある運営を行うものとする、という条文がございまして。

これに基づいて私は、さらに所信を述べたところに対しまして、さらに質問をしたいところがございまして。それに対してご答弁いただくことにより、より透明性があり、公明正大な議長選挙ができるものとして、選挙の前に、こちら一度、質疑の時間を設けるべきだと思いますので動議の発言をいたしました。

以上でございまして。

○臨時議長（山岸国夫君） 今、動議の意見出されましたが、既に、先ほど言いましたように…

じゃあ、今の動議について、賛否を採りたいと思います。

今の菅家忠議員の動議について、賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○臨時議長（山岸国夫君） 起立7名です。

じゃあ、動議、成立しましたので、投票の前に、立候補者に一人ずつについて、所信に対する質問の時間をすることにいたします。

質問ある方は挙手の上、質問をお願いします。

菅家忠さん。

○仮9番（菅家 忠君） 私が質問したいところは大きく2点でございます。

大きい、細かいところではございません。

御三方にお伺いしたいところでございます。

まず1点目はですね、議会基本条例。もう一つ、通年議会について。これをどのようにお考えかというところのお考え述べていただきたいと思っております。

大きく質問しておりますけれども、例えば議会、佐藤議員のほうはですね、只見町議会基本条例について、この条文、この条文というふうに丁寧にお考えを述べていただきました。例えば孝義議員であれば、その部分というのは納得できる部分ありますので、通年議会というところはお話はあまり多くされなかったなと思っております。ですので、あえて大きく質問をしたいなと思います。

○臨時議長（山岸国夫君） 簡潔をお願いします。質問は簡潔に。

○仮9番（菅家 忠君） では、もう一度、述べます。大変失礼しました。

議会基本条例、通年議会について、どのようなお考えをお持ちであるか。こちらが1点でございます。

もう1点目は公約を是非掲げていただきたいなと思います。期日を付けて、いついつまでに議会改革を変えていくと。もしくは、その考えをまとめるという、その2点でございます。

以上でございます。

○臨時議長（山岸国夫君） それでは、順番の若い順から、答弁をお願いします。

自席をお願いします。

佐藤孝義さん。

○仮1番（佐藤孝義君） 立候補に、質疑というのは、私、ちょっとそぐわないのかなというふうに思っておりますが、せっかくの質問だからお答えいたします。

基本条例については、これはあの、最後に私言いましたけど、最後、26条に、何年か、順々に見直して行って、そぐわないところは直すということになっておりますし、これ、私

ら、1期目の時に作って、最後の3月議会に施行したものですから、十分にその時はみんな  
で、わからないながらも審議して作った条例でございます。それはやはり、我々作ったや  
つだから責任を持たなくちゃいけないと。これは守っていかなくちゃいけない。というふう  
には思っておりますけども、やはり、もう、私なって、今度、20年目に入るわけですが  
も、それだけ経験しましたし、世の中も、情勢も変わってきているんで、やはりこれ、ある  
程度まあ、検証しながらね、議会としては、当局に対しては、検証しろ、検証しろ、言っ  
てるんですけども、自分のことについては、まだ検証、1回もやってないんですよ。だから、  
その点についてはやっぱ必要ではないかなというふうに考えております。

通年議会に対しては、私はこれは結構良いところあるなというふうに思っております。や  
っぱりあの、結論、今まで普通の議会だと、町長が告示してね、その10日後だか1週間後  
にやっと議会が、臨時議会ができるシステムなんですけども、通年議会ですと、いつでも議  
長召集で、いつでもできますから、この通年議会自体は悪くないと思っております。ただ、  
働いていらっしゃる人に対しては、やはりあの、デメリットがあります。その自分の仕事を  
持っていらっしゃる人は確かに忙しいから、急に集まれて言われてもなかなかというデメリ  
ットはありますけども、でも、これ、町民に対しては、すぐ、問題、特に災害なんか起きた  
ような場合は、これはあの、通年議会の意義が発揮できる場だというふうに思っておりま  
すので、それはあの、大切にしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○臨時議長（山岸国夫君） 7番、酒井右一さん。

○仮7番（酒井右一君） 議会基本条例についてと通年議会について、如何様にお思いですか  
という、大別すると、大雑把に言うと、そういうことだったと最後に締めていただきました  
が、議会基本条例については、ご存じのとおり、ない町村もありまして、我々が長らく、平  
成24年の3月22日に発議をして作ったものであります。その後、絶えず議会運営委員会  
の中で、ここがどうだろうか、あそこがどうだろうかというふうに、悪いところは改正しな  
がら、それから良いところは追加していきながら今日に至っております。今も、この状態  
で凍結しているわけでありませんで、今度、新しく入った議員の方々もいらっしゃいますの  
で、そういう中でまたご意見もあられしょうから、特に今回の所信表明に対する質問につ  
いてなんかも、当然、これは議題になると思います。通告のない質問、それから、いわゆる質  
問に対するルールがない。あるいは質問者が、質問を受ける側の者が、その質問に対して反

論権がない。一般質問とは違いますので、せめてその質問に対する反論。これについては考えていかなきゃならないなと思っております。

それから、通年議会については、おそらくあの、皆さん方、定例性の議会の当時をご存じの方、実際に実施されていた時のことをご存じの方はないんじゃないかと思います。これ、おそらく平成20年代前に試行として通年議会をされておりました、正式に採用されたのは齋藤議長になってからの話であります。通年議会は要するに、先ほども佐藤議員からも言いましたように、開会が年の初めにあつて、閉会が年の終わりにあります。開会と閉会の隙間がないんです。それから、定例性の議会の場合には開会は定例議会が年4回、あるいは臨時議会と称されるものが、これはその度に重要な議題があれば、その都度開かれます。しかし、簡単に開かれるものではなくて、町長が議会を開催すると、議会の開閉の権限は町長が持っておりますから、1回閉会すれば、町長にもう1回、開催していただくしかない。そういうことになります。通年議会の場合は申しあげましたように年中開催してますから、議長が招集をかければ、これは本会議と同じことが、議会運営委員会の中で協議して、議長が認めればできるという形になります。一番大きな違いは、そうですね、以前は只見町の条例11章ありますが、この中で町長が専決処分をできる項目が多岐にわたっておりました。専決というのはご承知のとおり、やっておいてから後から議会に許可をもらうということです。ですから、専決に馴染まないもの、町長がもっぱら決めて、予算使って良いということについて、結構曖昧でございました。しかし、町長が専決しようと思っても、通年議会の場合は、その必要がある、議会やってくださいよということが出来ますので、町長の権限が、おおよそですが、10ぐらい、町長が専決できる権限をなくしました。ですから、議会の責任は大変重くなっております。もう一つ申しあげますと、開会中の、いわゆる通年議会の場合は年中開会ですから、議会議員としての責務が問われます。これは刑法あるいは民法においても、開会中の議員については何かあれば大きな責任を問われますし、逆に言えば、開会中の議員は議員の資格を持って調査権限を持っています。一人でも只見町議会議員として課題の調査をできます。しかしながら、定例議会のように議会が1回閉会してしまえば、ただの市民ですから、それはできません。ですから、基本条例の8条なんかにも、調査事項、楽々できるようになってますが、背景はそういうことです。まあ、長くなりますけれども、大きな違いは、定例議会は臨時議会も本会議と同等ですので、ただし臨時議会の場合は追加議案が認められません。議題をこれ、これ、これって通知すれば、その後でこれも追加しようというこ

とは認められません。結果的にどちらが良いかといいますと、双方、メリット・デメリットありますけれども、この只見町議会は議会の改革の推進に伴う、そうすれば良い議会になるだろうと、町長と肩を並べながら、車の両輪のようになって走っていきましょうではないですかということを、その目標に掲げておりましたから、それに一番合致したということで、最初にできたのが通年議会、その後に議会基本条例というふうになっているわけです。

長くなりましたが、こんなことでよろしいでしょうか。

○臨時議長（山岸国夫君） 10番、鈴木好行議員。

○仮10番（鈴木好行君） 議会基本条例について、どう考えているかという点に最初お答えします。

まず、議会基本条例というのは、我々が作った守るべき条項を定めたものであり、私はこれは議員としてのバイブルだと思っております。ですが、先ほど、佐藤議員、それから酒井議員がおっしゃったように、改正すべき点は多々あるものであり、必ずしもそれに縛られるものではない。不都合があったら、そこは変えていきましょう。それから守られていないところ、例えば議員提案がなされていないというようなお話、佐藤議員のほうからもありましたけれども、そうしたところは基本条例に定めていながらできていないところ、それも私はあると思います。そうしたところをどうやったらやっていけるのかなということを考えるのが一つ。それから、ここは今の時代に合っていないから改正していきましょう。例えばこのタブレットの持ち込みなんかもそういったことで、本来、議会基本条例に沿えば、これは持ち込めないはずでございます。録音もできるし、録画もできる。そうしたものを今までは議長判断という形での持ち込み可能な状態で持ち込ませていただいている。そうしたものを、議会基本条例を変えていく必要があるのか、いつまでもいつまでもその当時の議長判断によればいいのか。もっとも、これだけポピュラーになってきていけば、もう基本条例変えてもいいんじゃないかなというふうな形で、その基本条例に関しては考えております。

それから通年議会に対しては、私は今ほど、お二方がおっしゃったような形で、迅速な審議ができる。それから、例えば災害時、すぐ対応できる。そうしたことを鑑みれば、現行制度の通年議会は私は良いのではないかなというふうに考えております。

それから、あと、おっしゃったことをいつ実行するのかという質問もいただいております。私は3点申し上げました。議員の信頼回復。これは新しい議会になったらすぐにでも始めなければならないなと思います。いつやるかと言えば、今年度中にはもうスタートしてい

かなければならないなと思います。それから、辞める時期はいつかと言えば、それは考えておりません。やり始めたらずっと、それを継続してやって、議会の理解を深めていきたいなと思います。それから議員定数、それから議員報酬の検討にも着手しなければならないというふうに申しましたけれども、これは決定を出すのは4年後の選挙前でよろしいのではないのかなというふうに考えております。その前に、先ほど申しましたように、定数を減らしたらどうなるのか。議員報酬増やしたら町の経済はどうなるのか。それから議員のなり手不足の原因は何なのか。そうしたものをちゃんと追及して行って、いけばいいのかなというふうに思います。それはもう、すぐにでもできますので、そういったのを取り掛かっていきたいなと思います。それから、委員会の、常任委員会の充実した運営。これも新しい委員会ができましたら、すぐに取り掛かっていただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○臨時議長（山岸国夫君） ほかにお聞きしたいことがある方いらっしゃいますか。

小沼信孝さん。

○仮6番（小沼信孝君） 御三方にお聞きしますが、今回の選挙で決定的な原因というのは、なり手不足ということだったと思います。やはり議長になられる方、この先4年間の中でなり手不足対策についてどのように考えられるのか。例えば議会モニター、それから政策アドバイザー等の取り組みをされて、少しでも議会に感心を持っていただけるようにやっていかないと、またこの次も、定数なのか、定数割れになるのか。定数の削減の問題が出ればまた別だと思いますが、そういったことをどのように考えて議長として進められるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○臨時議長（山岸国夫君） それでは、若い順番から。

佐藤孝義議員。

○仮1番（佐藤孝義君） この議員のなり手不足については、これは皆同じだと思うんですけども、やっぱりみんな関連ありまして、やはりこれだけ人口が少なくなっちゃうと、やっぱりその人材も少なくなっているのも事実なわけです。だから、やはりあの、今回はまあ、お願いして出てもらった人もありますし、本当にあの、大変だったなというふうに思います。実際、前にも1・2回は只見町議会でも定員足りなくなると、選挙しないで当選したということはあったそうですが、やはりこれからはそれがもう現実起きております。去年あの、私、議運の、議運じゃないな、総務委員会ですかね、で東京近郊の神奈川の大井町という

ころへ行っただけですけれども、やはり、そこは人口は1万人以上いる町でした。でも、定数が14人なんだけど一人足りなかったと。で、補欠選挙またやったけど、誰も応募がなかったという悩みがあります。それでこの前の新聞にも載っていたとおり、福島県も30何パーセントが無競争で当選、そのうち二つか三つの町村は欠員だという新聞載ってましたけども、やはりそういう時代がきているんだなというふうに思います。それは、まあ、何故かと言われても、これ、ちょっと、この場で正式にお答え、なかなか難しいんだと思うんですけども、ただ、これ、この議員職というのは特殊ですね、4年ごとに選挙で選ばれる選挙ですから、将来保証された職業ではないわけです。だからあの、興味あるからやってみたいという人は、それは良いんでしょうけども、やはり生活考えたり何かした場合、今の報酬で子育てできるのかなというふうな考えた場合、なかなか難しい点があると思うんです。だから結局あの、こういう田舎のちっちゃい自治体はまあ、名誉職みたいに、考え方になっちゃって、退職した人とか、そういう人とかが結局多くなっちゃう。そうすると、やはり、今度、将来、本当は若い人達に将来を考えてもらいたいんだけども、なかなかそのなり手がいないということは、これ、どこの議会でも同じ問題だと思うんです。で、それをすぐにあの、どう変えていくかということになると、これは皆さんで一緒になって考えていくしかない問題だなというふうに私思います。議長になったから、すぐ、議長の立場でね、なり手不足、すぐ解消しろと言われても、それはできる問題じゃないと俺は思うんです。やっぱりこれはみんなで、どうしたらいいかということはやっぱりみんな考えていかなきゃいけない問題だというふうに私は思っております。

以上です。

○臨時議長（山岸国夫君） 仮7番、酒井右一議員。

○仮7番（酒井右一君） 一朝一夕に解決する問題ではありません。しかしながら、やはりあの、議会の原則にも書いてありますが、勇気を持ってやろうと、チャレンジ精神ということが大切だと議会（聴き取り不能）に書いてありますが、先ほどあの、佐藤委員が言われたように、高齢化現象がもう50パー以上、なりました。先般あの、3月議会で一般質問の際に、人口の推計表、推計表たって現実の人口を当てはめたものですから、同じですが、やはり、勇気を持って新しい分野に進んで身を投じようとする年代の方々が非常に少なくなっているのが、我々が出たときとはうんと違います。それがまあ、一つあるんだと思います。

そして、さらに人口減少による無関心さもあります。議会が定員不足になる原因は。さら

に、じゃああの、定員不足だから議会なくてもいいんじゃないかと議論もありますでしょう。実はあの、議会がない、小規模町村もないわけではないんです。日本国内には。そこはどうしてやっているかといいますと、いわゆる住民総会という形で、住民が集まって総会を開いて決めていくと。それは大きな欠点がありまして、知識とか、いろいろ言いますと語弊ありますが、課題に対する識見が違う人がいっぱい、自由に発言されるものですから、なかなか混乱されるということで、確か、九州だか四国に一箇所、あったように聞いております。

そういった意味で議会のあり方も、今後、新しい議員の方々が3人、さらには再登場された方々もおられますので、これから何が良いのか、そういうことは根本から議論していかなければならないと思います。

それからあの、やはり報酬が少ないというのも、これ、報酬イコール生活ですので、議会優先の原則もありますし、応召の義務もありますから、応召しても良いではなくて、しなければならないので、これはあの、如何様な仕事が忙しくても、議会は義務ですから、自分が当選した、あるいは立候補した以上、これは守っていかなければなりません。しかしながら、給与体系見てみますと、給与といいませんね、報酬ですね、報酬を見てみますと、全国平均ではかなり下ですな。高いところは50万代、安いところは17万代。あとは只見町は南会津郡内では報酬では一番低い報酬を得ています。なので、先ほど申し上げられましたように、名誉職に近いような形。そして、さらに、以前は議員年金なり、経費について補填もありましたが、今はありません。しかしながら、現下の政策課題を表決をするだけの知識を身に着けるには、相当の勉強と相当の資料がいます。文書交通費とはいいいませんが、やはり実費としてかかる分が相当あります。

私あの、役場職員として40年ほど在職しておった時代に、報酬の検討もしてみたことがあります。概ね、衆議院規則とか参議院規則という中では、概ねその、自治体の係長職程度の給与が妥当ではなかろうかという学者の論文もあります。まあ、結局、現状は低いんですが、そうは言いながら財政的な問題を抱えております。今、町の税収、(聴き取り不能)のうち、固定資産税とか含めて、これ110パーセント程度になってまして、税収は我々議員の報酬も含めまして、職員の給与に消えております。だからといって、公務員は元来、サービス業ですから、そのサービスが対価ですので、それはなんとか考えていかなきゃならないんじゃないかと、そう思います。なので、例えば河川流水占用料のような、あるいは外形標準課税のような、新たな財源をなんとか手に入れたいなといって平成16年頃から活動して

きた実績ありますが、いずれ国に阻まれて実行できないできております。

そんなことで、議員定数に及ばなかった、あるいはなり手が無いという原因は、やはり高齢化と、その報酬の低さ、それから兼業の禁止と、この三つがあるんじゃないかと思います。

しかしながら、なかなか、今今解決できる問題でないと鈴木委員もおっしゃいましたが、それが現実なのでございます。そんなことを回答させていただきます。

○臨時議長（山岸国夫君） 仮10番、鈴木好行議員。

○仮10番（鈴木好行君） 先ほど所信表明の時も申し述べさせていただきましたけれども、やっぱり現状というのはなり手不足、私は定数問題、それから報酬問題の前に、やはり若い人達がチャレンジしてみるにはリスクが多すぎるのではないのかなというふうに感じます。ですから、自分の職を1回失って、当選するか・しないか、わからないところにチャレンジして、そして、失敗すれば元も子もありません。ですから、そうしたリスクが大きいのが一つ、若い人達がなかなか立候補できない要因の一つであるのかなというふうに感じているのと、先ほど佐藤孝義議員がおっしゃった人材的にそうした、議員になりたがるような人たちを企業が手放したがるらないという実状も私はその中にあるのかなというふうに感じております。ですから、その辺のところをどのように今後、解決していけばいいのかなというふうに感じていますけれども、例えば復職を認めるとか、企業に入って、それで議員やってる間は議員でいいですけども、いつでも我が社に帰っていらっしゃいというような企業理解を得るとか、そういったことでもしない限り、なかなか議員のなり手は出てこないのではないのかなというふうに感じるのが一つと、あと、日頃の議員の人達が何を考え、何を思っているのか、どういう活動をしているのかというものを実際の住民の方々が理解していらっしゃらない方が多いのではないのか。議員といっても、じゃあ何をしているのか。ですから、理解をしていない故になかなか、自分がチャレンジする気も起きない。ですから、私は議員というのはこんなことをしているんだよという、ちゃんと町のために働いているんだよということを十分に知らしめる必要があると思います。そのためには先ほど住民モニターというお話もありましたけれども、モニター制度の導入であるとか、そういったのも考えていければ、もうちょっと議会というものを理解していただく、理解したうえで自分もやる気を起こしていただく。そうしたことが今後、大切なのではないのかなというふうに個人的には考えていますけれども、これも新しい議会になったら、そういったことを検討課題として進んでいきたいなど、いかなければならないなというふうに感じております。

以上です。

○臨時議長（山岸国夫君） そのほか、ありますか。

じゃあ、ないようですので、動議の内容については、所信表明に対する質問については終わります。

〔すみません。動議〕と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 動議ですか。

○仮11番（目黒道人君） すみません。ちょっと気になったことなので、ちょっとお話ししたいんですけども、所信表明いただいて、それに質問したい人は当然、いたと思いますから、質問という形とれたことは良かったのかなと、良いのかなと思ったんで、賛成もしたんですけども、ただあの、酒井右一さんのお話の中で、質問に関するルールがないというところがちょっと引かかったものですから、このやり方、流れが、公職選挙法にとって問題があったか、ないかというのは、ちょっと気になったところでした。ちょっとそこが気になったところですし、あとまあ、所信表明、今回からやるということを決められた中でも、であれば質問についても、その時に決められたら、なお良かったのかなって、ちょっと思ったところでした。

以上です。

○臨時議長（山岸国夫君） 既に、会議は開かれていますので、議場の出入口は既に閉めております。

ただ今の出席議員数は12人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮1番、佐藤孝義君、仮3番、平山真恵美さんを指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名になります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山岸国夫君） 新人の方もおられますので、3名の中の誰か、議長として推薦したい人の名前を記入してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山岸国夫君） 異常ありませんか。

〔「異常ありません」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

最初に、仮1番から、佐藤孝義君からお願いします。

あと順次、仮2番から、続いて順番をお願いいたします。

〔投票〕

○臨時議長（山岸国夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

立会人は自席にお戻りください。

〔開票〕

○臨時議長（山岸国夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効ゼロ。

有効投票のうち、佐藤孝義君6票。鈴木好行君4票。酒井右一君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

（聴き取り不能）に伺います。

投票の効力にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○臨時議長（山岸国夫君） 異議なしの声ありましたので、したがって佐藤孝義君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開場〕

- 臨時議長（山岸国夫君） ただ今、議長に当選されました佐藤孝義君が議場におられます。  
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

- 臨時議長（山岸国夫君） 佐藤孝義君より、発言の申し出がありますので、許可いたします。  
佐藤孝義君。

- 議長（佐藤孝義君） 佐藤です。

先ほどの議長選で当選いただきました佐藤でございます。

議員は長くやっておりましたが、議長職はなにぶん初めてでございます。

議員皆様のご協力・ご指導と事務局のサポートをいただきながら、町民の福祉向上のため  
全身全霊努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- 臨時議長（山岸国夫君） これで、臨時議長の職務は全て終了しました。

ご協力ありがとうございました。

議長は、議長席にお着きください。

〔議長交代〕

- 議長（佐藤孝義君） 暫時、休議いたします。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時36分

- 議長（佐藤孝義君） 皆さん、お集まりのようですので、開議いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、仮2番、山岸国夫君、仮4番、矢沢明伸君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎会期の決定

○議長（佐藤孝義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

只見町議会の会期は、本日4月22日から令和7年3月会議開催の前日までにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から令和7年3月会議開催の前日までに決定いたしました。  
暫時、休議します。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時43分

○議長（佐藤孝義君） 会議を開きます。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎副議長の選挙

○議長（佐藤孝義君） 日程第3、選挙第2号 副議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

副議長の選挙は投票により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤孝義君） ただ今の出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に仮5番、中野大徳君、仮6番、小沼信孝君を指名します。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤孝義君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票用紙配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤孝義君） 異常ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

最初に立会人、中野大徳君、小沼信孝君。

続いて、仮議席順に投票を願います。

〔投票〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（佐藤孝義君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票。有効投票 12 票。

有効投票のうち、中野大徳君 12 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

立会人に伺います。

投票の効力について、ご異議ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） したがって、中野大徳君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

立会人はお帰りください。

〔議場開場〕

○議長（佐藤孝義君） ただ今、副議長に当選されました中野大徳君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎副議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 当選人、発言をよろしくお願いします。

○副議長（中野大徳君） 副議長に立候補し、満票で副議長にさせていただきました。

誠にありがとうございました。

今回、所信表明でも述べたとおりであります。しっかりと議長を補佐し、公平円滑な議会運営に取り組むとともに、町民の付託に応えられるよう、議会機能を十分に、忠実に全力で取り組んでいく所存であります。皆さんの協力、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ありがとうございました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議席の指定

○議長（佐藤孝義君） 日程第4、議席の指定を行います。

慣例により、議長席を12番、副議長席を1番に指定し、他は抽選によって決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

それでは、仮議席の順番に抽選を行います。

〔抽選〕

○議長（佐藤孝義君） 抽選結果を事務局から朗読させます。

○議会事務局長（渡部高博君） それでは、議席の朗読をさせていただきます。

1番、中野大徳議員、2番、角田誠議員、3番、酒井右一議員、4番、菅家忠議員、5番、目黒道人議員、6番、平山真恵美議員、7番、小沼信孝議員、8番、山岸国夫議員、9番、矢沢明伸議員、10番、鈴木好行議員、11番、齋藤猛議員、12番、佐藤孝義議員。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 会議規則第4条第1項の規定によって、ただ今の朗読のとおり、議席を指定いたします。

所定の議席にお着き願います。

〔新議席着席〕

○議長（佐藤孝義君） 移動終わりましたでしょうか。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後の開始予定を1時ちょうどいたします。

よろしく申し上げます。

休憩 午前11時57分

再開 午後12時57分

○議長（佐藤孝義君） 午前に引き続き、会議を開きます。



◎常任委員会委員の選任

○議長（佐藤孝義君） 日程第5、選任第1号 常任委員会、総務・経済委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会、総務・経済委員の選任については、各議員の希望を取りまとめまして、それを正・副議長で調整をするということを進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

ただ今から希望調書を配りますので、調書の記入欄にそれぞれ第1希望、第2希望を記入してください。

〔希望調書配付〕

○議長（佐藤孝義君） 書き終わりましたでしょうか。

これより、希望調書を集めます。

〔希望調書回収〕

○議長（佐藤孝義君） ここで、暫時休議いたします。

休憩 午後1時01分

再開 午後1時26分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

お諮りします。

選任第1号 常任委員会、総務・経済委員の選任については、委員会条例第6条第5項の規定によって、配付いたしました名簿のとおり、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、選任第1号 常任委員会、総務・経済委員の選任については、配付いたしました

名簿のとおり決定いたしました。

なお、委員会条例第7条第2項の規定により、各委員会において、正・副委員長を互選していただき、議長へ報告をお願いいたします。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時59分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

ただ今、各常任委員会、総務・経済の正・副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

総務常任委員会委員長、矢沢明伸議員、副委員長、山岸国夫議員。経済常任委員会委員長、小沼信孝君、副委員長、鈴木好行議員。

以上のとおりであります。

次に、日程第6、専任第2号 常任委員会、広報広聴委員の選任についてを行います。

選任については、総務常任委員会及び経済常任委員会において、各2名ずつ、議長推薦で2名を選出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時16分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

お諮りします。

選任第2号 常任委員会、広報広聴委員の選任については、委員会条例第6条第5項の規

定によりまして、配付いたしました名簿のとおり議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、選任第2号 常任委員会、広報広聴委員の選任については配付いたしました名簿のとおり決定いたしました。

尚、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正・副委員長を互選していたとき、議長に報告をお願いいたします。

ここで、暫時、休議いたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時33分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開いたします。

ただ今、常任委員会、広報広聴の正・副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

広報広聴常任委員会、委員長、菅家忠議員、副委員長、目黒道人議員。

以上のとおりであります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議会運営委員会委員の選任、南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙、

南会津地方境衛生組合議会議員の選挙の一括上程、採決

○議長（佐藤孝義君） お諮りいたします。

日程第7、選任第3号 議会運営委員会委員の選任について、日程第8、選挙第3号 南会津地方広域市町村圏組合議会議員の選挙について、日程第9、選挙第4号 南会津地方環境衛生組合議会議員の選挙についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認め、日程第7から日程第9までを一括議題といたします。  
お諮りいたします。

日程76から日程第9までについては、申し合わせにより、各常任委員長並びに正・副議長に選任を一任し、決定したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

ここで、暫時休議いたします。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時56分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

ただ今、選考の結果、議会運営委員会委員には酒井右一君、小沼信孝君、矢沢明伸君、菅家忠君、平山真恵美君の5名を決定いたしました。

次に、南会津地方広域市町村圏組合議会議員に山岸国夫君、私、佐藤孝義君の2名を選任いたしました。

続いて、南会津地方環境衛生組合議会議員に目黒道人君、齋藤猛君、佐藤孝義であります。

この3名を選任いたしました。

以上のように選任したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

議会運営委員会において、委員会条例第7条第2項の規定により、正・副委員長の互選並びに申し合わせにより監査委員の推薦を議会運営委員会において推薦することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認め、暫時、休議いたします。

休憩 午後 2 時 5 8 分

再開 午後 3 時 2 2 分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

ただ今、議会運営委員会において、正・副委員長が互選されましたので、議長より報告いたします。

議会運営委員会の委員長に酒井右一君、副委員長に平山真恵美君が決定されました。

続きまして、監査委員に鈴木好行君を推薦したいので報告いたします。

それでは、暫時、休議いたします。

休憩 午後 3 時 2 2 分

再開 午後 3 時 4 7 分

○議長（佐藤孝義君） 会議を再開します。

当局の出席を求めたので、これから各議員の紹介を議長から申し上げます。

1 番、副議長、中野大徳議員。2 番、角田誠議員。3 番、酒井右一議員。4 番、菅家忠議員。5 番、目黒道人議員。6 番、平山真恵美議員。7 番、小沼信孝議員。8 番、山岸国夫議員。9 番、矢沢明伸議員。10 番、鈴木好行議員。11 番、齋藤猛議員。12 番、私、佐藤孝義です。

以上、よろしく願いいたします。

なお、議会の人事構成は、別紙、委員会名簿等のおりに決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ・職員の紹介

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） 改めまして、町長の渡部勇夫でございます。

皆様におかれましては、今般の只見町議会議員選挙におかれましてご当選されまして、本日、議席の指定並びに各委員会構成が決まったとのことでございます。

改めまして、おめでとうございます。

そして、この後、私のほうからもそれぞれの紹介をさせていただきたいというふうに思いますが、只見町の町政進展のために、改めまして相互に研鑽を積みながら、より良い町となるようにご尽力を、並びにご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

まず、私、町長の渡部勇夫でございます。

せっかくですので、議長、自己紹介で。

○議長（佐藤孝義君） はい。

○副町長（新國元久君） 副町長の新國元久といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（渡部公三君） 教育長の渡部公三です。どうぞよろしくお願い致します。

○総務企画課長（増田栄助君） 総務企画課長の増田栄助と申します。よろしくお願いいたします。

○町民生活課長（増田 功君） 町民生活課長の増田功です。よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 保健福祉課長の吉津瑞穂と申します。よろしくお願いいたします。

○農林建設課長（星 一君） 農林建設課長の星一と申します。よろしくお願いいたします。

○交流推進課長（目黒康弘君） 交流推進課長の目黒康弘と申します。よろしくお願いいたします。

○保育所長（梁取洋一君） 保育所長の梁取洋一です。よろしくお願い致します。

○教育次長（吉津なおみ君） 教育次長の吉津なおみと申します。よろしくお願いいたします。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 中央公民館長の目黒祐紀と申します。よろしくお願いいたします。

○町長（渡部勇夫君） 本日、もう1名、おるわけなんです、朝日診療所事務長の横山伸成がおりますが、本日、大変申し訳ございませんが、欠席させていただいております。

以上でございます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 事務局からも。

○議会事務局長（渡部高博君） それでは、議会事務局長の渡部高博と申します。よろしくお  
願いします。

職員は各自、こちらでどうぞ。

○議会事務局書記（五十嵐讓君） 議会事務局、五十嵐讓と申します。3年目になりました。  
よろしくお願ひします。

○議会事務局書記（大竹隆二君） 併任辞令いただいております。総務企画課総務係、大竹隆  
二です。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤孝義君） ありがとうございます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） お諮りいたします。

町長より、行政諸報告及び議案第39号 財産の取得についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、以下、日程を繰り下げて審議  
したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、行政諸報告及び議案第39号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第  
1、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

追加議案を配付させます。

〔追加議案配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第1、町長の行政諸報告を行います。

これを許可します。

渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、令和6年4月会議の行政諸報告を申し上げます。

1、町職員の定期異動等についてであります。

（1）退職者、下記1名の職員が退職となりました。記載のとおりでございます。

（2）新規採用等。4月1日付の新規採用は下記の8名です。採用につきましては、特定任期付、人気、再任用含めまして、8名の採用となっております。将来はご覧をいただきたいと思っております。採用年月日は令和6年4月1日付でございます。

（3）定期異動。4月1日付の定期異動は42名であり、うち昇格9名となっております。

2、株式会社津ただみ振興公社の社名変更について。

第三セクターの株式会社津ただみ振興公社については、4月1日に社名を株式会社只見町観光公社に変更しました。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） これで、行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第39号の上程、説明、室地、採決

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第2、議案第39号 財産の取得についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） それでは、議案第39号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得する。1、名称、種類、数量。只見スキー場、ゲレンデ整備車、1台。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、5,940万円。4、契約の相手方、新潟県長岡市城岡二丁目8番1号、株式会社大原鉄工所、代表取締役社長、大原興人でございます。

す。

本件につきましては、4月5日付で町の物品購入請負業者に登録されております2者に対して、4月17日付の入札の執行通知を送付させていただきました。その後、4月11日になりまして、うち1者から辞退の通知が届きました。只見町工事等指名競争入札心得に基づきまして、入札参加者が1者となったために入札会を中止させていただきました。残り1者につきましては、応札の意志があるとの確認をしまして、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号にございます、競争入札に付し、落札者がいない時の規定に基づきまして見積もりを徴収いたしました。見積もり結果につきましては、今ほど資料として配付をさせていただきますとおりでございまして、株式会社大原鉄工所に内容が決定したものでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） これ、新車納入になった時ですね、現在使っているものの、もし行方、例えば下取りとか、そういうものがもし決まっているのであれば教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 今ほどのご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

現在使用している車種につきましては、競売等に基づきまして購入業者を求めたいと思ひてございまして。それによって一旦は処分手続きをさせていただきたいと思ひてございまして。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第39号 財産の取得については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 日程第10、同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、鈴木好行君の退場を求めます。

〔10番 鈴木好行君 退場〕

○議長（佐藤孝義君） 朗読を省略して、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

〔町長 渡部勇夫君 登壇〕

○町長（渡部勇夫君） それでは、同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所、只見町大字只見字町下2594番地の14。氏名、鈴木好行。生年月日は記載のとおりでございます。

監査委員に是非、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） お諮りします。

本議案は人事案件でございますので、質疑・討論は行わず採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） したがって、同意第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり可決されました。

鈴木好行議員の復席を許可します。

〔10番 鈴木好行君 入場〕

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査申し出について

○議長（佐藤孝義君） 次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所管事務等の調査について、会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出があります。

町担当課におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いいたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、4月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

4月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認・指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、本件についてはそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4 時 0 6 分）

